

平成26年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日 時：平成26年8月6日（水）
午後2時から午後4時30分まで
場 所：県庁行政庁舎9階 第一会議室

1 開 会

2 挨拶（佐野環境生活部長）

3 議 事

1) 会議の成立

15名の委員のうち10名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員：小金澤委員(会長)、氏家委員、佐藤委員、熊谷委員(副会長)、加藤委員、大友委員、
及川委員、澁谷委員、阿部（誠）委員、大崎委員

欠席委員：官澤委員、高平委員、佐々木（眞）委員、佐々木（圭）委員、阿部（正）委員

2) 会議内容 ※議長は同条例第18条第1項の規定により、小金澤会長が務めた。

〈 小金澤会長 〉

皆さん、こんにちは。非常に暑い中お集まりいただき、ありがとうございました。この第2回の食の安全安心推進会議ですが、今日で最後の委員の方がいらっしゃいますので、いろいろ御意見を出していただきたいと思います。

本日は、「食の安全安心に関する施策の実施状況について」と「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」の2つの議題について協議していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、イの「食の安全安心に関する施策の実施状況」について事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：金野課長 〉

議題イの「食の安全安心に関する施策の実施状況」について御説明をいたします。使用します資料は、資料1、参考資料、資料2、資料3の4点でございます。

平成25年度施策の実施状況につきましては、6月12日に開催しました第1回推進会議で御説明し、委員の皆様方には、施策の達成度について、小分類毎に、「A：達成している、B：概ね達成している、C：達成していない」の3段階評価をお願いしたところでございます。

皆様からいただきました評価表につきましては、全体を取りまとめまして、会長に御報告いたしました。会長からは、皆様の評価を基にした推進会議としての評価案を御提出いただきました。

この評価案につきまして、これから事務局から報告させていただき、本日協議いただいた結果を踏まえまして、平成25年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況を完成させたいと考えております。これを8月18日開催の知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」に諮りまして、その後、9月県議会へ報告する予定としております。

それでは、資料1の42ページをお開き願いたいと思います。施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価を御覧いただきたいと思います。委員の皆様からいただきました評価を基に、小金澤会長から推進会議の評価案として御提出いただきました結果です。全体的には、Aの「達成している」あるいはBの「概ね達成している」との評価をいただいております。

それでは、施策の小分類ごとに御説明をいたします。

1 安全で安心できる食品の供給の確保，(1)生産及び供給体制の確保，イ 生産者の取組への支援につきましては、「B」と評価いただいております。意見提言の総括としましては、エコファーマーにしても、GAP，特別栽培農産物，JAS有機にしても、努力して認定してもらっても、そのメリットや社会的意義が実感できていないのではないかと。まずは、県自体が、安全・安心な農産物に対する基本的方向性をもっと明確にしたほうがわかりやすい。消費者を含めて、安全・安心な農産物生産の実態や方向性が十分PRされていないため、十分理解されていないのが現実である。また、安全・安心な農業生産の実績については、県単独での取組だけでなく、例えば環境保全米県民会議などの取組もカウントしていいのではないかと、といただいております。

ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援につきましては、「A」と評価いただきました。土壌環境の整備、土づくりの指導の強化並びに推進は、しっかり行われており、今後とも生態系に配慮した土づくりの持続性が求められている。家畜伝染病や貝毒などの検査体制や発生予防の対策については、最近ではベビー豚の病気が問題になっているので、引き続き検査・監視の強化を要望したい。ノロウイルス対策では、検査期間をなるべく短縮して、迅速な加熱指示、逆に加熱解除の指示が遅れないように配慮し、生産者への負担を軽減した安全な改善策を進めることを要請したい、といただいております。

次に、ハ 事業者に対する支援につきましては、「A」と評価いただいております。HACCP導入に取り組む事業者が増えていることは評価に値する。しかし、地産地消推進店が年々増加しているのに、それへの評価がなされていない点は、県のPRまたはアピール不足が見える。中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築については、十分な実態把握が行われていない。今後、この分野のシステム構築が課題となってくる。震災後、復旧または新規に営業する企業が多くなってきている時期なので、HACCPの考えを浸透させたり、「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」を普及するチャンスだと考えられる。食材王国のPRにとっても、地産地消の取組やPRにもっと力を入れることも課題と言える、といただいております。

(2)監視指導及び検査の徹底，イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底につきましては、「A」と評価いただいております。宮城県は、渡り鳥なども多く飛来する県なので、鳥インフルエンザの危険性は高く、風評被害にさらされやすい状況にあり、特に注意が必要である。こうした点についての、基本的な行政の対応については、成果が出ている。しかし、課題は新たな事象が起きた時への対応である。今後とも、こうした対応を強化する必要がある。農薬は、様々な分野で使用が行われているが、食材王国並びに環境保全型農業を推進する本県にあっては、生態系に配慮した農薬の選択を県、農協、生産者で推進していく必要があり、こうした状況を消費者にアピールすることが要請されている。農薬に関しては、殺虫剤のニコチノイド系の使用に様々な意見が出ているが、今後の国の方針への対応が必要になってくる、といただいております。

ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底につきましては、「A」と評価いただいております。食品営業施設、食品検査による安全性の確保やBSE対策等について、きちんとした取り組みを行っていることは評価できる。しかし、この種の分野の評価は発生しないことが当然である。もし、事件が発生した場合はその対応で評価が分かれてしまう。そこで、こうした分野で

は、実害や風評被害を避けるための、発生時のシミュレーションを想定することが課題となる。個別の課題では、食品営業施設・かき処理場等の監視指導率と同時に、食品検査率の向上が指摘できる。生かきの検査については、現在の検査法では時間がかかるので、その短縮が課題となる。同時に、豚、牛乳についての監視体制が検討課題である、といただいております。

ハ 食品表示の適正化の推進につきましては、「B」と評価いただいております。食品表示の適正化の推進については、景品表示法の改正で県の監視指導など権限と責任が強化されることになる。昨年ホテル等の飲食店においてメニュー表示とは異なる食材を使用して料理を提供していた問題などに対しては、今後の県の監視対応が課題となる。その意味で、食品表示ウォッチャーの活動の役割の強化も課題となる。食品アレルギーに対する食品表示も大きな課題となっている。食物アレルギーはコンタミネーションを含めて注意が必要で、生産現場の知識やモラルも問われるところである。命にかかわる事例も多く報告されていることを受け止めて、生産・加工現場では安全に製造してほしいし、今後、多様化するアレルギー源情報が確認できたり、表示または情報提供できる情報システムの整備が要請されている、といただいております。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立、(1) 情報共有及び相互理解の促進、イ 情報の収集、分析及び公開につきましては、「B」と評価いただいております。県からの情報提供が「十分」と感じているモニターが増えたとはいえ、37%という数字は少ない。何が足りないのか、分析を行う必要がある。この点の改善が、風評被害をなくす方策となると考えられる。県民運動を強化するためには、消費者モニターアンケートの調査結果でしか県民の反応を把握することができない状況は不十分である。広く県民が情報の提供を図ることが課題となっている。「みやぎ食の安全安心」サイトへのアクセス件数が多いことから、消費者モニターアンケートについて一般県民に意見を求めるアンケートや直接県民の意見を求めることも1つの方策といえる。「食材王国みやぎ」ウェブサイトは、大変レイアウトがきれいで、消費者、生産者への食についてのアピールができていますと評価できるが、観光サイトの色合いが強く、もっと食材についての情報をわかりやすく伝えてほしい、といただいております。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進につきましては、「B」と評価いただいております。今回、県が発行した農水産物直売所や生産・栽培方法の情報のガイドブックは、カラーで見やすく、わかりやすい。消費者と生産者・事業者との相互理解を進める上で効果的なので、今後も持続的に進めていただきたい。また、生産者と消費者の相互理解のための交流イベントに参加しやすい企画にしてほしい。政府の「ふるさとづくり」の中でも、学校給食と地域社会は重要なテーマとされている。地産地消の拡大や風評被害対策でも、学校給食の活用は効果が高いので、県のPRをこの点でもっと強化してほしい。また、学校給食は給食センターに移行する市町村が多くなっているので、その状況にあったサポートが必要である。学校給食の食材は、加工されていると使いやすいが、取りたての味を味わう点では加工はマイナスになる場合もある。地場野菜が学校給食に活用できるように、品目別に細かな対応やサポートが必要になっている。BSEに関する研修・説明会では、多くの消費者の参加が要請されるが、実際は、消費者の参加者が少なく、ほとんどが事業者や関係者だったことは、残念だった。広報の方法に工夫が必要ではないか、といただいております。

(2) 県民参加、イ 県民総参加運動の展開につきましては、「B」と評価いただいております。せっかく考えた、新しい「食の安全安心取組宣言」のロゴマークをもっと多くの生産者、消費者にアピールする工夫が必要である。景品表示法の改正によって、消費者モニターにお願いする監視業務は増える可能性が高い。消費者モニターの役割を拡大していくことは、県民総参加運

動の充実につながり、消費者モニターのやる気も増すことにつながる。また、このことを通じて県民に情報が発信されるような仕組みづくりが求められている。また、ホームページやモニターだよりの活用など検討材料も多い、といただいております。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映につきましては、「B」と評価いただいております。「みやぎまるごとフェスティバル」の食の安全安心コーナーはパネル展示で地味な感じで致し方ないと思ったが、クイズなど参加型の企画も取り入れてほしい。食品表示110番などに寄せられた県民の声がどう県の施策に反映されたのか、それをアピールする場がないのが現状である。県民の意見の把握が足りない。毎年度、食品衛生監視指導計画案に対するパブリックコメントが少ない。県ホームページが非常に分りづらいので改善してほしい。地方懇談会8回の中に石巻や気仙沼などが含まれなかった。県民の意見の把握ということでこうした重要な地域でも開催してほしい、といただいております。

3 食の安全安心を支える体制の整備、(1)体制整備及び関係機関等との連携強化、イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進、ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応、ハ 食の安全に関する調査・研究の充実、ニ 国、都道府県、市町村との連携につきましては、いずれも「A」と評価いただいております。危機管理基本マニュアルを県のホームページでようやく見られるようになったが、最も全庁的対応が必要で、今後も長期戦になる放射能対策を作成してほしい。放射能対応をすることが風評を呼ぶと考えているためなのか、この点が不十分である。県は今後の長期戦を見すえた放射能対応マニュアルを作るべきと思う。ヒスタミンの分析法の検討は大変に有難い話題である。加熱しても避けられない食中毒なので、ぜひ検査体制を早めに確立してほしい。輸入食品は今後ますます増えると思われる。輸入食品に関する情報の収集と輸入食品の安全確保を希望したい、といただいております。

4 食品に係る放射能対策、イ 食品の放射性物質検査、ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進につきましては、「A」と評価いただいております。これまでの検査の中で放射性物質の含まれる可能性のある食材が分かってきたので、そのような食材を重点的に、市場を通さない物も必ず検査するようにしてほしい。震災時に放出された放射能対策は前進しているが、福島での汚染水の流出・放出など隣県の宮城では今後も検査の充実や風評対策は欠かせない。水産物は魚市場でのベルトコンベアー式検査機導入などが進んでいるが、県民、国民へのアピールがもっとも必要。放射能の汚染対策と検査は表裏一体なので、それに除染もあわせた放射能個別の包括的マニュアルが必要である。「放射能情報サイトみやぎ」のホームページ上での位置が下すぎる。生産者・事業者の食品の安全性を担保するためにも、県が安全性を訴えてるという姿勢を可視化する必要がある。放射性物質とは今後と向き合っていく問題なので、きちんと安全性を確認しているんだという主張が大事ではないか。消費者モニターの年齢層に偏りが見られる。学生や子育て世代等の若い年齢層の人たちが食の安全安心についてどのような考えを持っているのかの情報の収集が必要である、といただいております。

以上で、みやぎ食の安全安心推進会議の評価案についての説明を終わります。

それから、資料1の次に、「参考資料」がございます。こちらの資料は、各委員から御提出いただきましたA、B、Cの評価をまとめております。

また、資料2は、ただ今御説明した本編の概要版として作成したものです。これらの資料は説明を省略させていただきます。

続きまして、資料3を御覧下さい。皆様からいただきました御意見、御提言に対する県の対応

につきまして御説明申し上げます。

1 ページから 9 ページまでの左の欄に施策の小分類毎に皆様の御意見等を記載し、それに対する担当各課の回答を右の欄に記載しております。

なお、時間の関係で各委員全ての御意見・御提言に触れながらの説明ができないことをお許し願います。

1 ページを御覧ください。1 安全で安心できる食品の供給の確保、(1) 生産及び供給体制の確立、イ 生産者の取組への支援でございます。佐藤委員からエコファーマーやGAPの取組に関して、「メリットが実感できないのではないかと。消費者を含めてもっとPRが必要。」、加藤委員からも同じく「消費者の認知度が低いことへの対策が必要。生産者・消費者両方のメリットが理解できるような仕組みが必要。」といった御意見をいただいております。県としましては、エコファーマー制度については、生産者・消費者双方が認識を共有することでメリットが享受できると考えており、技術研修会や消費者講座等でPRしてまいります。GAPの取組については、今後も関係団体と連携して生産者の取組を支援するとともに、消費者を含めて普及してまいります。大崎委員から「農薬の立入検査においてどの程度の違反があったのか」という御質問をいただいております。立入検査では、23件の違反が確認され、内容は農薬販売届の未定出や帳簿の不備など、早急に改善できるものでした。

ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援でございます。氏家委員から「生かきのノロウイルスの検査について、生産者への負担を軽減した安全な改善策を考えてほしい。」という御意見をいただいております。検査期間の短縮を目的とした検査手法の早期実用化と自主検査手法としての導入の促進に努めてまいります。佐藤委員と官澤委員から、家畜伝染病の発生への対応と発生予防につきまして御意見をいただきました。発生した場合の迅速かつ適切な対応と、関係者が一体となった発生予防に取り組んでまいります。

ハ 事業者に対する支援でございます。HACCPに関して4人の委員から御意見をいただきました。このうち氏家委員からは「震災後の復旧時が、HACCPの考えの浸透や登録・認証制度の普及のチャンス。」という御意見をいただいております。県としましては、震災後営業再開する事業者には、HACCPの考えを取り入れる機会になるものと考えており、HACCP説明会や事前相談の際など機会を捉えて助言や指導をしてまいります。また加藤委員から「事業者の努力が、消費者の食の安全安心を担保していることのアピールする場が必要。」という御意見をいただきました。HACCP優良施設の表彰制度認定事業者を県ホームページで公表しているほか、平成24年度からはHACCP優良施設の表彰制度を導入しており、これらの情報を消費者に紹介してまいります。地産地消の取組については、佐藤委員と官澤委員から「PR不足」との御意見をいただいております。県としましては、地産地消につきまして、民間事業者との連携やキャンペーンなどの実施により、その推進に取り組んでおりますが、引き続き多様な媒体を使って幅広くPRしてまいります。澁谷委員からトレーサビリティシステムの構築に関して「立入検査件数が不明」という御意見をいただいております。平成25年度の立入検査件数は509件、うち県の指導件数は86件となっております。

次に(2) 監視指導及び検査の徹底、イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底でございます。氏家委員から「鳥インフルエンザに関して特に注意が必要。」という御意見をいただいております。県としましては、鳥インフルエンザの発生予防に万全を期すよう、防疫対策の強化を推進し、危機管理に努めてまいります。

ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底です。氏家委員から「豚・乳についての監視

も体制を検討してほしい。」との御意見をいただいております。豚については、と畜場法に基づき食肉衛生検査所において全頭検査が行われております。乳については、食品衛生監視指導計画に基づき、規格基準や放射性物質検査等について検査を行っているところであり、引き続き実施してまいります。佐藤委員から「事件発生時のシミュレーションが欠かせない。」という御意見をいただきました。食中毒等、緊急時における初動対応は、健康被害の拡大を防止する上で非常に重要であることから、食品担当者会議や事例検討会等を開催し、緊急時における迅速、適確な対応について監視員の資質向上に努めております。

続きまして、ハ 食品表示の適正化の推進でございます。氏家委員から「食物アレルギーは生産現場の知識やモラルも問われる。安全に製造してほしいし、多様化するアレルギー源情報が確認できたり、表示または情報提供したりする制度ができるといい。」という御意見をいただいております。県としましては、アレルギー物質に係る検査を実施しておりますが、今後とも、販売店に対する立ち入りや、食品の収去検査等の機会を捉え、アレルギー表示についての確認を行うとともに、衛生講習会などで事業者への指導を徹底してまいります。及川委員から「昨年ホテル等の飲食店においてメニューの表示とは異なる食材を使用して料理を提供していた問題に対し、食品表示ウォッチャーの活動を実施したのか。」という御質問をいただいております。食品表示ウォッチャーに対し、昨年発生した問題を受けた特別の調査等はお願いしてはおりませんが、消費者モニターや食品表示ウォッチャーの皆様、不適正表示を確認した際は、県に御連絡いただくよう、機会をとらえてお願いしているところです。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立、(1) 情報共有及び相互理解の促進、イ 情報の収集、分析及び公開でございます。氏家委員から『『食材王国みやぎ』ウェブサイトは観光サイトの色合いが強く、もっと食材についてのせてほしい。』という御意見をいただきました。県としましては、地域イメージである「食材王国みやぎ」を広めることも重要と考えており、そのため、ウェブサイトにおいても観光も含めた宮城の魅力を発信しております。今後は、さらに食材に関する情報の充実を図ってまいります。及川委員から「モニターアンケート調査結果でしか反応を把握することができないので、県民が情報の提供をどんなふうに捉えているのかが理解できない。」という御意見をいただきました。県民の意見については、消費者モニターアンケート調査のほか、各種研修会やセミナーを通してその把握を行っております。今後も機会を捉えて、広く県民からの意見を把握できるよう努めてまいります。

次に、ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進でございます。学校給食の地場野菜等の利用品目割合の低下に関しまして、4人の委員から御意見をいただきました。氏家委員からは「品目別に細やかな対応の検討が必要。」、佐藤委員からは「地産地消の拡大や風評被害対策でも、学校給食の活用は効果が高いと思われる。」というものでした。県としましては、利用率向上に向けて県産野菜を原料とする一次加工品等の試作に取り組み、関係機関の評価もいただきながら受給体制の構築と利用拡大に努めるほか、放射能検査の結果を踏まえながら、引き続き学校給食における地産地消の推進に努めてまいります。関連して、官澤委員から学校給食における地場野菜の利用品目割合について、「平成26年度の目標数値はどれくらいを考えているか」という御質問がありました。震災以降は25%前後で推移しており、震災・原発事故等の影響が継続していることも一因と考えております。現行計画では年度毎の目標数値は設定していないことから、震災の影響等を踏まえ、次期計画の目標数値見直し等について検討してまいります。及川委員から「ガイドブックを作成したことはとても良い。」という御意見をいただきました。今後とも風評被害に悩む農林水産物の販路拡大等に向けた取組に努めてまいります。

(2) 県民参加, イ 県民総参加運動の展開です。みやぎ食の安全安心取組宣言のロゴマークに関して、氏家委員と大崎委員から「たくさんアピールすべき。」という御意見をいただきました。新ロゴマークにつきましては、4月のロゴマーク贈呈式を皮切りに、複数の媒体を用いて広報活動を行っている他、事業者団体への普及活動を展開しております。今後とも広報に努め、制度をアピールしてまいります。佐藤委員から「景品表示法の改正によって、モニターの監視業務は増えるのか。モニター制度の充実等につながる。フィードバックも必要。」という御意見をいただきました。食品の表示に疑問を感じた場合は、県に情報提供くださるようモニターだよりを通じてお願いしているところであり、フィードバックの方法や内容につきましては、今後検討してまいります。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映です。加藤委員から「県民の意見の把握は足りない。食品衛生監視指導計画案に対するパブリックコメントが少ない。」という御意見をいただきました。県民の意見の把握については、毎年行う消費者モニター対象のアンケートや、各種研修会・セミナーなどを活用しております。今後も機会を捉えて広く意見を把握できるよう努めてまいります。また、食品衛生監視指導計画に対するパブリックコメント募集については、県のホームページが分かりづらいとの御意見が以前よりあったことから、掲載方法等について検討したいと考えております。及川委員から地方懇談会について「石巻や気仙沼などが含まれていない。県民の意見の把握ということでは重要な地域と考える。」という御意見をいただきました。食の安全安心に関する情報交換の場として、食の安全安心セミナーや地方懇談会を開催していることから、地方機関の事務量等も確認しながら各圏域で実施できるよう努めてまいります。

3 食の安全安心を支える体制の整備, (1) 体制整備及び関係機関等との連携強化, イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進, ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応, ハ 食の安全に関する調査・研究の充実, ニ 国, 都道府県, 市町村との連携でございます。氏家委員と佐藤委員からヒスタミンの分析法について、「検査体制の早期確立」という御意見をいただきました。ヒスタミンの分析につきましては、調査研究が終了し、新機器による検査期間の短縮が確認されたところです。県としましては、今後、保健所の協力を得ながら検査を実施してまいります。佐藤委員から「今後の長期戦を見据えた放射能マニュアルを作るべき。」という御意見をいただきました。放射能対策は、その内容が多岐にわたり全庁的な対応が必要であることから、平成26年3月に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第2期)」を策定しております。この中で、平成26年度から3年間で県が取組む様々な内容・方法を具体的に定めており、これに基づき関係課が連携しながら、食の安全を含め、具体的な取り組みを行っているところです。及川委員から「輸入食品に関する情報収集と安全確保を希望する。」という御意見をいただきました。輸入食品は、輸入時に検疫所において届出や検査を実施しているところですが、国内に流通した食品については自治体において監視するよう定められています。輸入食品は国内での流通割合が今後とも高くなると予想されるため、違反情報等を収集し引き続き効率的な監視・指導を行ってまいります。

4 食品に係る放射能対策, イ 食品の放射性物質検査, ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進でございます。佐藤委員から「水産物は魚市場でのベルトコンベアー式検査機導入などが進んでいるが、県民・国民へのアピールがもっとも必要。」という御意見をいただきました。県では、県水産技術総合センター、県内主要5産地魚市場に検査機器を整備し、水産物の検査を実施しています。検査結果については、速やかに県のホームページのトップページ

番下に掲載するとともに、海外事務所（ソウル・大連）のホームページにおいても韓国語・中国語で掲載してきました。また、宮城県の検査結果については、水産庁・厚生労働省のホームページでも掲載しております。県としましては、現在、簡易検査結果についての公表を検討しており、より詳しい情報提供に努めてまいります。加藤委員から『放射能情報サイトみやぎ』のホームページ上での位置が下すぎる。県が安全性を訴えてるという姿勢が目に見える形でないといけないか。』という御意見をいただきました。「放射能情報サイトみやぎ」のバナーは、県ホームページトップページの一番下、「事業PR」にあります。一方、更新の都度、トップページ中央付近の「新着更新情報」に「放射能情報サイトみやぎ」を掲出し、食品の放射能検査結果などの最新情報をいち早くお知らせするなど、県民の方々に対する適切な情報発信に努めております。及川委員から「若い年齢層の人たちが食の安全安心についてどのような考えを持っているのかも今後必要になってくるのではないか。」という御意見をいただきました。学生や子育て世代などの若い年齢層がより参加しやすくなるよう、大学と連携するなどしてモニター制度の普及・啓発を進めてまいります。

以上で、議題イの「食の安全安心に関する施策の実施状況について」の説明を終わらせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。今、事務局から、文章として残すものと、それから皆さんが評価を出す過程で出された疑問や質問について、県からの回答を出していただきました。まとめの部分ですが、これは皆さんの御意見を引用させていただき文章を整えましたが、若干文言の「てにをは」の部分を修正させていただきます。一人一人皆さんに参加して評価していただきましたので、中身的に皆さんから何か御意見や御質問がありましたらお答えして、最終的には推進会議の評価案を固めていきたいと思えます。熊谷副会長から時計回りで順々に御意見を言っていただくという形にしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

〈 熊谷委員 〉

丁寧にまとめてくださってありがとうございました。大変だったと思えます。皆さんの御意見に触れながらよくまとめていただいたと思えます。

〈 加藤委員 〉

まとめは問題ないと思えます。会長がおっしゃったとおり、文章的な繋がりを直していただければ異議はございません。

〈 大友委員 〉

私も内容等はこれでよいと思えました。

〈 及川委員 〉

私も同じで、これでよろしいと思えます。

〈 澁谷委員 〉

私も特に異議はありません。

〈 阿部委員 〉

内容について問題はないと思っております。

〈 大崎委員 〉

皆様と同じように何の問題もないと思えます。

〈 氏家委員 〉

何も問題点は感じず、聞いておりました。サイズの大きな問題と小さな問題と色々混在してお

りますけれども、きちんとまとめられていると思いました。

〈 佐藤委員 〉

総評につきまして、このABは数字の並びですので、これでよいと思います。

〈 小金澤会長 〉

どうもありがとうございました。皆さんから出していただいたものをまとめたものですから、御意見はありませんでした。ただ、サイズの大きな問題と小さな問題と色々混在しているものから、確かに読みにくさは出てきます。「てにをは」を含めて若干直すところはあると思いますが、これでいきたいと思います。ありがとうございました。それでは、資料3について御質問をお願いします。

〈 加藤委員 〉

資料3の1ページの氏家委員の意見に対する県の対応ですが、パンフレットやホームページ等でPRしてまいりますとあります。これは分かりますが、もう少し詳しく、パンフレットをどんな場面でどんな場所に配布するのかがPRには肝心だと思うので、具体的に配布先などを教えてほしい。関連してエコファーマー制度の認証、HACCP事業者の認証、両方に共通して言えることですが、研修会や講習会などの場面でお知らせしています、ホームページでお知らせしています、というのは分かります。みやぎ生協でも仙台HACCPを取っていますが、ホームページを見ただけでは、事業者がどういった努力をして、どういったことで食品の安全性を担保しているか分からないと思う。私たちは実際に担当者から話を聞いて大変さも分かり、多くの人に伝えたいと思いましたので、できましたら広め方を工夫していただけないかと思いました。それから両方の認証制度に言えますが、一回取ってしまったらほったらかしなのか。次の更新まで期間があると思いますが、その間、研修会、講習会に出なさいということだけでなく、行政の担当者が個別に回って指導や助言など、次のステップに繋がるような活動を年に何回かやられているのかというのが質問です。4ページですが、食品表示ウォッチャーの方々がそもそもアレルギー表示などや虚偽表示についても調べるような役割になっているのか教えてください。5ページですが、学校給食の問題で、県産食材を普及していくという点で、今、子供の貧困や一人親家庭など、学校の中でも子供たちの生活環境が違っています。片方の子供の親は放射能を気にして、食材を放射能検査してより良いものと言っていると思えば、もう一人の子供の親は、1日1回の給食が子供の栄養源というように、いろいろな子供たちがいる現場において、氏家委員に対する回答を行ったことによって、給食費が上がるようなことになったのでは、お金の問題で申し訳ございませんが、あまりよろしくないと思いました。県産食材の率を上げることが目的の取組なのか、食育でも利用率を上げましようと言っているのか、この食の安全のところは、給食の安全性を追求しながらの県産食材だと思うので、率を上げることに固執すると、放射能問題とか子供の貧困問題に返ってくるので、率のところは会議で皆で話し合っただけであればと思います。これは要望です。

〈 事務局：寺田技監 〉

研修会やパンフレットの配布はいいけれども、どのような形で配布したり周知しているのかとの御質問ですが、実はここ近年、エコファーマーや特別栽培農産物に取り組んでいる方々は減ってきています。我々としても環境を守る農業を推進していくには、きちんと農業者の方々にその重要性をPRしていかなければと痛感しているところです。具体にはどういうことをやっているのかですが、例えば直売所に出している方々に栽培講習会とか技術の研修会があるときにこういう制度がありますよとか、そういう中で1人2人とやる中で、それでは新しい方々に入っていた

だけませんかということでPRしていったり、あるいはJAに様々な部会がありますが、その中でこういうものに取り組みませんかというPRしているという状況です。それから、制度が変わったとき、エコファーマー制度やみやぎの環境に優しい認証・表示制度では、地方振興事務所農業振興部や普及センターを通じて関係者の方々に集まっていただきまして、改正した制度の周知や、意識の更なる啓発に努めている状況です。それから一度認証を取った方々に対して研修をどうしているのかということですが、年に何回かそれぞれ普及センターなどの単位で、地域全体の研修会に集まっていただいて実施しているところです。それから、エコファーマーですが、2回目は更新しないという方々もいます。と言いますのは、エコファーマーの場合は、土づくりの技術、農薬低減技術、化学肥料低減技術がありますが、再認定いただくためには新たな技術に取り組まなければならないということもあり、なかなか技術的に、また労力的に難しいこともありまして、一度取った後、止められるという方もいらっしゃいます。そういう方々には、環境保全型農業の重要性は認識していただいている訳ですので、引き続き研修していただいているという状況です。以上でございます。

〈 事務局：金野課長 〉

みやぎHACCP関係ですが、取得しましてから有効期間が3年になっていますので、3年後にはそれを更新するということが、当然確認することになります。それ以外も当然食品の製造施設ですので、食品衛生の監視指導を定期的に行っております。HACCPの取組というのはチェック表を作ってきたりとなされているか、書類を残すというやり方ですので、そういったものがやられているかどうかを確認しております。みやぎHACCPの普及につきましては、先生方からも御意見をいただいていますように、震災で新しく施設を建てようとしているところが出てきておまして、HACCPに対する興味のある事業者もいる中で、非常にチャンスな時期になっております。そういう事業者の団体からHACCPの仕組みについて教えてくださいというお話があれば講習会などもやっておりますし、そういうHACCPの大変さとか努力の部分が消費者側にうまく伝わるのが大切だと思いますので、県民総参加運動でも消費者を集めた会議がございますので、そういう機会を捉えてHACCPを皆さんにさらに理解していただくように取組を進めていきたいと考えております。それから表示の関係でアレルギーの表示や景品表示法に関する優良誤認など、その辺の部分についてはウォッチャーにお願いはしておりません。アレルギー表示の部分につきましては、保健所で収去検査をやっておまして、その検査結果と抱き合わせてアレルギー表示が適正かどうかということをやっております。25年度につきましては、うどん、ビスケット、食肉製品、魚肉ねり製品、インスタント食品それぞれ8検体ずつ検査しております。例えばインスタント食品の中にアレルギー物質が入っているかどうかというのを検査しまして、入った時に表示がきちんとなされていれば良いのですが、表示がなされていないという場合には、製造施設に入りまして状況確認と原因究明、指導をしております。結局、そのもの自体は使っていないが、隣のラインで作っているものがコンタミしてしまうというのがたまにあります。非常に微量であっても検査で出てきてしまいます。感度がいいので、コンタミを防ぐという大変な苦労も工場側ではされているという状況です。

〈 小金澤会長 〉

その他ありますか。

〈 澁谷委員 〉

資料3の7ページの氏家委員からの意見に対する県の対応ですが、今年度におきましてはPRをより多くの方に、という書き方ですが、今年度しかやらないのかという感じがしました。そう

いう訳ではないですね。それから氏家委員から出ている意見の中で、参加型の企画を取り入れると良いかもしれないということでした。実は私が消費者モニターになったのは、平成16年からです。みやぎまるごとフェスティバルで食の安全安心コーナーでクイズをやっていて、それに応募すると食品表示ハンドブックをくれるというきっかけがあって、私はモニターになったので、以前はやっていたが止めてしまったと思っています。昔やっていたのを止めた経緯を調べ直したほうがよろしいと思います。いかがでしょうか。

〈 事務局：金野課長 〉

ありがとうございます。今年度だけの対応ではなく、まるごとフェスティバルは毎年行われておりますので、その中でできるだけ皆さんに興味を持っていただく参加型のものをやっというと考えております。福島原発の関係で、そういった内容で去年、一昨年と2年連続しましたが、フェスティバルの雰囲気とはちょっと違う、なんかそういう状況もありまして、あまり好評ではなかったようです。今年は子供さん対象の塗り絵を考えておりまして、皆様が楽しめるような企画をいろいろ考えて、取組宣言の普及を図っていきたいと考えているところです。

〈 澁谷委員 〉

もう一つ、3ページの官澤委員から出ている意見です。地産地消の取組、PRにもっと力を入れるべきであるということで、回答は食産業振興課なんですけど、振り返ってこの推進会議が何のためにやっているのかを考えると、推進条例の目的のところ、県民の生命及び健康に関する重要性に鑑みてとありますので、官澤委員が本日、いらっしゃいませんので分かりませんが、産業振興の話ここではやってほしくない。県がまともに受けて答えるのはおかしいのではと思います。産業振興といわゆる規制の部分は完全に分離することはできないが、この会議の一番のミッションを失ってほしくない。産業振興の話が出てきたときに、すぐやりますと回答を述べられるのはちょっと適切ではないと思います。もちろん産業振興も大事ですが、ここはそういう場ではないと理解しています。いかがでしょうか。

〈 事務局：寺田技監 〉

御指摘ありがとうございます。確かにこの中では小売、流通、外食関係とか産業振興的な色彩が強いと思いますが、気持ちとしましては、委員おっしゃるように地産地消ですから、生産者と消費者の顔が見えそして話ができて、安心できるような農産物の生産、消費をしましようというのが基本かと思います。そういう意味での地産地消推進ということだと思います。そのためには生産者と消費者だけでなく、その間に入っている小売の方々、流通や卸の方々をみんな含めて、食に関連する方々が食の安全安心に対する認識を持ちながら県全体として宮城県の農産物を宮城県の中で消費するような地産地消を進めましょうという気持ちで書いたつもりですので、御理解をいただきたいと思います。

〈 澁谷委員 〉

分かりました。私の趣旨としては、基本的には安全が先にあり、その次が安心なので、安易に産業振興の部分を取り入れてもらってはちょっと、という思いがありましたが、今の御説明いただいた部分も分かりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。澁谷委員が出されたことは大事なことです。いわゆる宮城の食材王国の議論と食の安全は、ある局面で重なる部分がありますが、今言ったように産業振興の部分は食材王国にお任せしてもいいと思いますが、それをやり過ぎると観光のほうに行ってしまう、生産、産業から若干離れてしまうという要素もある。なおかつ、そこでもし安全性が確保されない

と農林水産業全般が飛んでしまう可能性がある。そういう意味で地産地消というのは難しい議論ですが、官澤委員は生産のお立場から出た御意見だと思いますが、ここでの議論として扱う地産地消というのは、技監がおっしゃったように、やはり生産、流通、消費のコミュニケーションをすることによって安心を担保するシステムなんだということになると思います。先ほどの県の御意見も参考にしていきたいと思えます。それでは資料3について他にございますか。

〈 氏家委員 〉

先ほど、加藤委員からお話のあった5ページの学校給食についてお話させていただきます。学校の中での格差については、確かに意識の高い保護者と、食べるのが精一杯だとか手をかけていないとかいろいろ格差があるのは確かだと思いますし、学校だけでなく保育所でも同じような状況が見られております。安全性を考えて取り組んでいるところでは、そういった状況を分かりつつ、家で手をかけている保護者についても提供できるし、家では適当だというふうな食生活の送っている保護者の元で育てている子供についても、せめて一食だけでもきちんとした食事をとということで現場では動いているところです。給食センターが多くなってきたということに伴ってそれが委託であったりする場合には、その食材の購入先が大きく変わってきている可能性があります。その場合に確かに安く品物が入ってくるというルートに変更されていると考えられますし、それを県内産にこだわった食材を使うということになれば、金額的にどっちが安いという話になったら、大きなルートの中で買ってくるほうが安いのかもしれない。そういう意味で少し給食費の面で大幅にとはいかなくても県内産を使ってやるほうが高くなる可能性はあると思えますが、程度の問題で、やはり全ての品目とは行かなくてもある程度のものについては、学校給食の場で県内産を子供たちに味わわせ、合わせて食育が伴って行われるというところに非常に大きな価値があると思えますので、その辺りを考えて書いたつもりです。本当は目の前に畑があって使えれば子供に分かりやすく、食育にとってベストだが、そういう状況でなくなったときにどのような工夫が必要なのかということを制度の面、安全の面、食育もプラスして総合的に考えることが重要と考えております。

〈 佐藤委員 〉

私は4つの項目について意見を出させていただきました。そのうち一つは景品表示法に関することですが、「その他」でお話いただけるようですので、それ以外について意見を述べさせていただきます。1つは3ページ、農薬のことです。いわゆるネオニコチノイドのことですが、御承知のようにミツバチの減少という形で話題になっています。宮城県では特に水田地帯のカメムシ防除で非常に重要な農薬になっています。今の流れを見るとどうもこの殺虫剤は禁止もしくは制限となってくる可能性があります。普及している殺虫剤が規制となりますとかなりいろいろな問題が出てきます。これに対して適正な対応をお願いしたい。資料3を拝見しますと、異なる剤を組み合わせで防除する、他剤で何とかやっつけていけるとありますが、御承知のように県が進めている環境保全型農業は、化学合成農薬の成分を減らすことが大前提です。そこにいわゆる他剤の組合せを防除に使っていくことは、逆に成分を増やすことになり、矛盾が必ず出てきます。それから農薬の禁止については、これまで無登録農薬を使って問題になったケースが近県でもありました。そういうことを考えると普及している農薬を規制することは影響が出てくると思えますので、そこへの対応を十分をお願いしたい。禁止だ、大変だというのではなく、備えをきちんとお願いしたい。もう一点は5ページで、モニターの情報提供が十分と感じているのが37%というところです。これも県の回答を見ると放射性物質に対する不安や不信があるので、そういった人たちは県からの情報提供を十分だと思っていないのだという書き方です。放射性物質に対してよく分

からないから不安だというのは分かりますが、その一方で、だから県からの情報に対してあまり十分でないと思っているのであれば、県は一体何ができるのでしょうか。この数字を仮に上げていくとすれば県はどのような情報提供の仕方を考えるべきなのか、それとも放射性物質に関する情報というのはもっと何か抜本的な対応なりが必要なのかどうか。難しい部分だと意見を申し上げたい。もう一つ、この37%が本当に放射性物質に対してだけの意見なのかどうか。つまり、3.1.1以降の福島原発の問題が出る以前から情報提供に関してそんなに高い数字ではなかった。そのまま回復していないということではなくて、情報提供のあり方やキャッチボールのあり方にももう少し工夫がいるのではないかというのが私の意見です。もう一つは、7ページの危機管理基本マニュアルに関して、放射能対策マニュアルを作るべきではないかと申し上げました。回答のところで平成26年3月に東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画第2期を策定しております。この中で「平成26年度から県が取り組む3カ年の対応を具体的に定めている」と書いてあります。ではこの中で、食の安全安心に関して、どのように取り上げているのかについては、私どもにお示しいただいていないと思います。6月のこの会議の時にも、実施計画が既にできあがっているわけです。それをお示しいただいていないということは、我々自身が放射能対策について、県がどのように取り組んでいるのかということ把握できていないということになりますので、是非お示しいただきたい。合わせて平成26年度から3カ年というのは、25年度までは経過年度で実施されているはずですので、その内容をお示しいただきたい。資料1の実施状況の33ページ、危機管理基本マニュアルについて質問をさせていただいたところ、これは25年度でしょうから、少なくとも26年度からの3カ年は計画に入っていないのですが、第1期の中ではこの部分をどのように対応されているのか、少なくとも危機管理基本マニュアルとこの計画の関連性はお示しいただいてもよろしいのではと思います。

〈 事務局：寺田技監 〉

ネオニコチノイド系の農薬につきましては、昨年5月にEUで使用の一部を制限することになった訳ですが、我が国の場合は5年ほど前から、農薬のミツバチへの影響について農林水産省が所管する研究機関で試験研究を実施しているところでございます。県といたしましては、農薬の登録は国の責任において残留性等の安全性を検査することになっておりますので、引き続き国の調査等に協力しながら国の動きを注視していきたいと考えております。ただ、先ほどお話があったように、すぐ禁止だとなって、じゃあどうするといった流れの中で右往左往しては困りますので、その辺の国の試験研究の状況を随時仕入れながらすぐ対応できるような形の中でやっていきたいと考えているところです。回答の中で、生産現場においてネオニコチノイド単一ではなく、いろいろなものを組み合わせて、その中で対応できると書いておりますが、こういうことも一つの例、一つの方法として考えられるのではないかとございまして、これで全て解決するとは県として考えておりませんので、この辺につきましてもこれからの検討課題とさせていただきます。

〈 事務局：金野課長 〉

放射能に関する御質問でございますが、難しい問題です。県民の放射能に対する不安を払拭しよう、そういうための広報活動をどうしていくか非常に難しい問題でして、宮城県でもそういった広報活動を国でも積極的にするよう申し入れを毎年実施して、国が主催する講習会、あるいはそういった講師を派遣してもらって県のほうで講習会、研修会とかセミナーを実施する中で放射能に関する理解を深めていただいて不安を払拭していければということですが、アンケートを実施してみても半分位はそういった放射能に対する理解が十分かということ、なかなか分かっていな

い方もいらっしゃいます。それでは放射能に対して理解しようとして一生懸命やられているのかというと、そこもどういうふうに関が広報していけばいいのか非常に悩んでいるところです。今ここでこういうふうにやっていきますという回答はできませんが、どう理解を深めるかは非常に重要な課題だと思っておりますので、今後、皆さんに意見をいただきながらそういった部分を払拭していきたいと考えております。

それから、東京電力の事故が起きまして、宮城県としてどう対策していくかという話になった時に、原子力安全対策課が中心となって取り組んでいたわけですが、県の対策に対するアドバイスを伺うということで、環境審議会、実際には環境審議会の下に放射能対策専門委員会を作りましていろいろアドバイスを受けながら対策を取っているというところです。その対策の一つとしてどんなことをやっていくか、そのやり方とか目安を作るということでできあがったのが原子力発電所事故対策実施計画というものでして、現在、その第2期です。実施計画の中身ですが、県のホームページに「放射能情報サイトみやぎ」のバナーがあり、そこに県の計画・取組がトップページの右にありまして、クリックしていただくと、実施計画が見られるようになっております。県民会議を開いてその中でいろいろ御意見をいただいたのですが、その会議の実施状況も見られるということになっております。この実施計画ですが、大きな目標が3つありまして、1つは不安解消のための徹底した対応、2つ目は徹底した放射線低減化システムの構築、3つ目が県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養を掲げております。その具体的な実施計画として7つ挙げておりますが、3番目に汚染・被害の拡大防止ということで、除染及び食品等の放射性物質の基準等に対応した検査による汚染の拡大防止が掲げられております。実際の計画は、後でホームページを御覧いただくと出てまいります。その中で各課で取り組んでいる放射能の検査に関する部分を取りまとめているような内容になります。項目としては「放射性物質モニタリング」がありまして、「食べ物・飲み物編」というものがあります。県産農林水産物の放射性物質対策事業、それから牛の出荷円滑化推進事業、水産物安全確保対策事業とか、いわゆる関係各課で実施している放射能の検査に関する部分を取りまとめた内容となっております。学校給食も入っておりますし、その他、農地の土壌に対する検査といったところまで関係するものは全て入った内容となっております。

〈 佐藤委員 〉

おっしゃっていることはよく分かりました。今のお話を伺うと、現在取られている検査体制の項目が全てその中に取り込まれていると理解しました。もちろんなくなったものもあるかもしれませんが、現状においては100ベクレルもしくは50ベクレルという数値基準で、いったん対応しなければならぬ部分もありますので、そういった事柄に則ってやっていることと思います。逆に言いますと、これまでやってきた一連の対策のいわばまとめ、集約化したものですね。そこまでに至る段階で、県の危機管理基本マニュアルというのは、事態が発生したときに真っ先に集まってやりましょうというものです。はなから放射能対策は入っていない訳ですから、もちろん想定していなかったと言えばそれまでですが、とにかくもぐらたたきのように、出てきたもの全てやっていって、放射能対策を進めてきた。それを全部かき集めて一覧にして出すと、実施計画に基づくような実施状況が出てくると理解できます。私が申し上げるのは、それはそれで結果オーライかもしれないが、むしろ危機管理基本マニュアルの中に放射能対策を盛り込むべきではないでしょうか。これらの現状を考えたときに放射能対策はまさに全庁的対応でありますので、しかも食の安全安心に密接に関わるわけですから、危機管理基本マニュアルの中に一項目立てて、例えば細目についてはどこどこが中心になってやるとか、先ほどの環境審議会の専門部会がやる

で構わない訳ですから、そこまでしないと何のための危機管理なのか。危機管理の概念の中から放射能対策が抜けるということ自体が、私としては根本的に間違っているのではないかというのが基本的な意見です。

〈 加藤委員 〉

モニターアンケートの情報提供の意識に関連していると思いますが、及川委員から消費者モニターの年齢の偏りを心配される御意見が出ていますが、私も偏りを感じております。アンケートは何か目的があって取るものだと思いますので、年齢が偏っていると結果も偏ると思います。高齢の方でインターネットなどをやられる方もいらっしゃると思いますが、なかなかそういう環境にない方が紙ベースで見えないと、やはり回答も「十分でない」という判断だったり、また、紙ベースだと情報が限られるので、及川委員の年代の偏りの意見に対する回答がこれで良いのかと思いますが、年代の偏りについて、県は問題意識を持っていますでしょうか。

〈 事務局：金野課長 〉

消費者モニターは今800名位の登録数になっております。この方々に県でやっている見学会、講習会、セミナーを受講していただくということをやっております。その一環としてアンケートをお願いして、どういうふうに意識が変わってきたのかを確認しようと毎年やっているわけです。参加されている方は60代が多いということで、高齢化が進んでいるということが皆様からの御指摘にもありますように、ここが課題となっております。そこで若い人たちにモニターに参加していただきたいということで、大学に声をかけて学生に入ってもらいたいという取組もやりたいと考えております。なかなか参加を膨らましていくのは難しいことですが、それは努力していかなければいけないと思っております。

〈 澁谷委員 〉

先ほどのみやぎまるごとフェスティバルですが、確か仙台大学や他の大学が出展していると思います。そういった学生に声掛けて参加を促してはどうかと思います。1人2人は入ってくれるかと。何もしないよりは良いかと思いますが、いかがでしょうか。

〈 事務局：金野課長 〉

ありがとうございます。さっそくそういう取組をさせていただきたいと思っております。

〈 小金澤会長 〉

この点は、この後、県民総参加運動事業の話にも出ますが、根本的に考えないと大変なことになります。今回の公募委員の選定で、モニターの方々にお便りを出しましたら、60歳以上の方々の応募が非常に多く偏りが出ています。消費者モニター自身が高齢化して全体の声が反映されこないので、データの信憑性が問題となってしまいます。そういう怖さを持っているので、皆で若返りの対策を考えないと、皆の意見を反映したものにならないのではないかという危機感がありますので、よろしくお願ひします。

評価の内容については、事務局が読んでいて1か所2か所文字を直す位の修正をして、本部会議に出したいと思っておりますがよろしいでしょうか。では、皆さんの御意見を反映した評価にしたいと思います。

それでは、次の議題の口の県民総参加運動について、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

〈 事務局：佐々木技術補佐(総括担当) 〉

それでは、資料4を御覧いただきたいと思います。今年度における県民総参加運動事業の7月末現在における進捗状況の概要について、事業毎に記載しております。

まず、消費者モニター事業についてですが、食品表示ウォッチャー事業でございます。6月1日から調査を開始していただいております。6月に寄せられました疑義情報のうち6件について調査を実施しております。

次に、研修会・講習会の開催ですが、「食の安全安心セミナー」を、9月から来年1月にかけて、仙台、仙南及び仙北の各圏域で1回ずつ、計3回の開催を考えております。昨年度は3回とも「食と放射性物質」をテーマに実施しておりますが、今年度は仙台では同じテーマで、県南と県北では「食の安全安心」に関する身近なテーマにより実施する内容としております。

また、モニター研修会につきましては、消費者庁の外部講師をお招きして12月頃に放射性物質をテーマに実施する予定です。

次に、食の安全安心基礎講座ですが、第7号は「景品表示法」を掲載済みで、次回第8号は本日御報告の「モニターアンケート調査」でも関心の高かった「農薬の安全性」に関するテーマを掲載する予定としております。

地方懇談会につきましては、今年度も各地方振興事務所農業振興部及び各保健所に開催を依頼しております。上半期の開催状況については10月に確認する予定としております。

次に、「生産者との交流会」及び「食品工場見学会」につきましては、今年度で3回目となりますが、11月の開催で検討しております。現在、視察先の選定を行っているところでございまして、モニター日より第8号で参加者の募集を予定しております。

続きまして、アンケート調査につきましては、6月に実施してモニター814人のうち432人から回答をいただいております。結果はこの後、御報告させていただきます。以上が消費者モニター事業についてでございます。

次に、取組宣言事業についてです。ロゴマークのリニューアルですが、4月にマスコミにも情報提供をして交付式を行ったのを皮切りに、順次、宣言者に新しいロゴマークへの切り替えをお願いしておりますが、県政日より、県facebookなどの各種媒体により広報を行ったほか、事業者団体等に対する事業説明等を行っております。

次に、まるごとフェスティバルにつきましては、10月18日、19日の両日に行われますが、取組宣言者に対して出展希望を現在照会中です。また、食の安全安心コーナーでは新ロゴマークのリニューアルを含め、参加型の内容を企画して実施したいと考えております。

最後に、取組宣言者からいただく事業実施状況報告ですが、7月末現在の報告率は39.8%となっております。未提出者に対して順次督促を行っております。以上、県民総参加運動事業について御説明を終わらせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

どうもありがとうございました。皆さんから何か御質問、御意見はありますか。

〈 加藤委員 〉

安全安心セミナーは、消費者モニターだけでしょうか。

〈 事務局：佐々木技術補佐(総括担当) 〉

安全安心セミナーはモニターのみでなく、それ以外の方も対象です。

〈 加藤委員 〉

若い人が参加したいと思うような内容でよろしくをお願いします。

〈 小金澤会長 〉

セミナー、それからモニター研修会も、これはモニターになっている方の研修会ですが、やはり若い方が子供との関係などを話せるような内容でも良いわけで、学校給食の問題とか、そのようなテーマというものも考えないといけないと思っております。このあたりは、各地区でやる地方懇談会もあり、各地区の中でテーマが決まってくる場合もありますが、先ほどの議論になりますが、全般的に若い人を何とか取り込むような企画をよろしくお願いします。要望しておきたいと思えます。その他よろしいですか。

平成26年度の全体のスケジュールについては、式次第の最後のところに載っております。何月にモニターだよりが出ますとか書いてありますので、御確認ください。

それでは、次に、平成26年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果について報告をお願いします。

〈 事務局：佐々木技術補佐(総括担当) 〉

それでは、資料5を御覧いただきたいと思えます。6月中旬から下旬にかけて実施いたしました「みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査」の結果について御報告いたします。

先ず、対象者ですが、6月18日現在のモニター登録者814人に対して、調査票を送付しまして、6月30日までに御回答いただいた計432人の方々の結果について集計・分析を行っております。

回答率は53.1%になっておりまして、アンケート回答者の属性は、以下に示しているとおり少し偏りが見られております。男女構成比でいきますと、女性の方が圧倒的に多く、年代別内訳では、60代と70代で全体の約半分となります。それから未成年の家族の有無を見ますと、未成年家族「なし」が多く、宮城県内の居住期間は20年以上の方が圧倒的に多くなりました。

では、1枚めくっていただきます。先ずローマ数字Iの「食と放射性物質について」です。問1から4ページの問3にかけては、食品中の放射性物質に対する意識調査になっております。問1ですが、食品中の放射性物質を「非常に気にしている」または「ある程度気にしている」回答者は、全体の75.2%と、依然として高い割合となっておりますが、昨年度と比べますと「気にしている」方の割合は3.1ポイント減少しております。

次に3ページの問2ですが、気にしている理由としては、昨年と同様に「人体への影響の不安」が36.3%と多くなっています。これに続きまして、「基準値そのものへの不安」が18.3%、「検査結果への不信感」が17.5%となっております。

次に問3ですが、気にしていない理由を聞いたものですが、「検査が十分に行われている」、「基準値以下なら安全」という認識の方が同じく34.3%となっております。

続きまして、8ページ問5ですが、これは食品のセシウムの基準値について聞いたものですが、一般食品の基準値100ベクレルを「知っていた」とした回答者は68.1%、約7割となりました。その下の年齢別で見ますと、50代以上の世代で「知っていた」と回答した割合が高かったのに対し、40代以下の方については「知っていた」という割合が少なかったという結果になりました。

続きまして9ページ問6ですが、セシウムの基準値をどう思いますかということですが、「基準値以下なら安心」と回答した方は33.1%で、ここが一番多い割合となっておりますが、「基準値以下でも不安」と回答した方は28.9%という結果になっております。

10ページ問7ですが、放射性物質の検出結果や出荷制限・解除のに関する情報について、食品

を購入する際に確認しますかという問いに対して、「必ず確認する」、「たまに確認する」を合わせますと55.7%で、昨年度より2.0ポイント少ない結果となっております。一方、「確認しない」、「気にしているが、確認はしていない」は合わせて39.8%で、去年の「確認しない」34.2%よりも増えました。

次の11ページ問8になりますが、放射性物質の検査結果や出荷制限・解除に関する情報をどのように確認していますかという問いですが、一番多かったのは「新聞」35.2%、「テレビ・ラジオ」が22.6%となりました。今年から市町村のホームページを回答欄に追加しましたが、8.1%という回答をいただきました。

13ページ問9ですが、県が出す食と放射性物質に関する情報については、「とてもわかりやすい」と「わかりやすい」を合わせまして35.3%となっております。ただ、「どちらでもない」と回答した方が43.8%、「わかりにくい」と「とてもわかりにくい」を合わせて16.3%でした。「わかりやすい」、「わかりにくい」を去年と比較しますとどちらも増えております。

14ページ問10では、ある産地で一つの食品に基準値を超える放射性物質が検出された場合の対応についての質問です。「その品目、あるいは全ての品目でその産地を控える」の回答が合計80.3%と昨年度より4.8ポイント増加しております。

また、15ページ問11で、一度基準値を超えた後で、基準値以下あるいは不検出となった食品への対応について、「検出されていても基準値以下なら食べる」と「不検出なら食べる」を合わせて63.9%と、去年より1.5ポイント減り、「基準値以下であっても検出されていれば食べない」と「不検出であっても不安なので食べない」が合わせて33.2%と2.9ポイント増えております。

17ページ問12ですが、原発事故後の食品購入行動の変化についての調査です。「産地表示を必ず確認するようになった」の回答が、昨年度より1.5ポイント増加の37.3%となりました。「復興支援のため、宮城県産のものを積極的に買うようになった」が20.8%、「宮城県産以外のものを買うようになった」、「国産より外国産を買うようになった」は昨年度よりもそれぞれ減少しております。

19ページ問13ですが、放射線・放射性物質、食品中の放射性物質の基準値及び検査に関する認知度と不安を感じる程度についてです。認知度については「基準値を超えた食品が確認された市町村の対応」が最も多く、以下「食品由来の自然放射線」、「地方公共団体の作成した検査計画に基づいた検査」の認知度が高くなっています。不安度は、「セシウムの体内蓄積」が一番回答が高く、セシウムに関連する項目で高い傾向が見られております。

21ページ問14ですが、食品の放射性物質による不安や風評被害の解消に向けて行政の取組で何が必要ですかという調査につきましては、「検査状況や結果のわかりやすい公表」が26.0%、以下「知識習得の機会の提供」が20.0%、「県産農産物の安全性のPR」が18.3%、「放射性物質軽減対策の取組状況のPR」が17.6%の順となっております。

また、22ページ問15ですが、食品の放射性物質による不安や風評被害の解消に向けて、行政の取組の他に必要なものとして、「マスコミによる適正な報道」が39.1%、「生産者や事業者による情報発信」が36.4%、「消費者自らが情報収集」が21.9%の順となりました。

24ページ以降は、ローマ数字Ⅱ「食の安全安心について」の概要ですが、先ず、食の安全安心全般についての不安に関し、問16と次のページ問17で尋ねたところ、昨年度調査より0.9ポイント低くなっておりますが、全体の67.4%の回答者が不安を感じております。

その不安を感じる対象は「残留農薬」、「輸入食品の安全性」、「環境汚染物質」、「食品添加物」といったところになっております。

28ページ問19では、食品の安全性を確保するためのそれぞれの取組の重要性とその取組状況への満足度を調査したものです。その結果につきましては、29ページのグラフになっておりまして、赤丸で囲った部分になります。この部分が、上が重要度、破線が満足度ですが、重要度が高く、満足度が低いものに丸をつけております。「輸入食品の検査体制の強化」、「違反、事件、事故の速やかな情報公開」、「食品の衛生・監視指導の強化」、「食に関する正しい情報の提供」が、重要度が高いと認識にありながらも、満足度が低いというものです。

32ページ問21では、食の安全安心に向けて県が取り組むべきこととして望む質問ですが、特に高い項目はありませんでしたが、「生産者の取り組みへの支援」12.3%、以下「安全な農水産物の生産環境づくりへの支援」、「生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底」、「食関連事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底」が12.2%、「食品表示の適正化の推進」11.5%となっています。

36ページ問23の、県からの情報提供についての満足度は、「十分である」と「概ね十分である」を合わせて37.2%と、「十分でない」と「あまり十分でない」を合わせまして、昨年度と同様の結果でした。

以上、駆け足になりましたが、平成26年度「消費者モニターアンケート調査」結果の御報告とさせていただきます。

この調査結果は、後日、モニター全員にお送りするとともに、県のホームページに掲載いたします。事務局からは以上でございます。

〈 加藤委員 〉

放射性物質の情報提供につきまして、「分かりにくい」が高いというのがありましたが、これに対して公表の仕方、体制を考えますと、25ページの食の安全に不安を感じる項目で「残留農薬」や「輸入食品の安全性」というところが高いのですが、回答した年齢にもよると思いますが、やはり情報提供や啓発がなかなか進んでいないと思いました。生協では、農薬については学習したりして農薬を悪としないということが広まっているので、不安が高いということは、やはり情報が届いていないのかなという感想を持ちました。

〈 事務局：佐々木技術補佐（総括） 〉

放射性物質の情報提供について十分でない、という回答が多かったということですが、これは、先ほどの佐藤委員から指摘があったように県の情報の出し方に問題があるんじゃないか、問題があるとすれば県はどう分析しているかということに繋がると思います。検査結果の分かりやすい公表というところが、風評被害の解消に向けて行政の取組として必要だという項目で上げている回答でございますので、具体的にホームページの分かりやすい掲載方法などについて、検討していきたいと考えています。

〈 小金澤会長 〉

この辺りは、先ほどの皆さんの議論の中でも御指摘があったところですので、また今後とも御検討をお願いしたいと思います。続きまして、放射性物質の検査結果についてお願いします。

〈 事務局：佐々木技術補佐（総括担当） 〉

それでは、食品の放射性物質の検査結果について、資料6を御覧いただきたいと思っております。1枚めくっていただきます。計画は四半期ごとに策定しておりまして、第1四半期分について報告

をさせていただきます。

1 ページは精密検査の結果でございます。県内産農林水産物 153 品目、合計 1,849 点を検査いたしまして、基準値以下が 1,833 点、基準値超過は 16 点になっております、その下に基準値超過の内訳を書いております、林産物が 13 点、水産物が 3 点となっております。具体の品目は、一番下の四角で囲ったところですが、くさそてつ（こごみ）が 3 点、こしあぶら 3 点、たけのこ 4 点、たらのめ 3 点の合計 13 点、水産物はクロダイが 1 点、天然イワナが 2 点、合計 3 点でした。いずれも出荷制限品目になっております。

次に 2 ページですが、上の表は、先ほどの結果を放射性物質濃度のレベル毎に振り分けたものとなっております。その下がスクリーニング検査の結果です。農林産物 101 品目 312 点を検査いたしまして、精密検査に移行したものが 3 点ございました。

続きまして 3 ページは、出荷牛の放射性物質の検査結果になります。県内及び県外のと畜場におきまして、4 月から 6 月までの間、合計で 6,912 頭を検査いたしまして、基準値超過はございませんでした。

次の 4 ページと 5 ページにつきましては、平成 26 年 5 月 19 日現在の農林水産物の国による出荷制限指示及び県で出荷自粛を要請している品目の一覧です。今年度は、4 月 25 日、野生のたらのめに新たに出荷制限がかかっておりまして、対象市町村は気仙沼市、栗原市、大崎市となっております。

6 ページは、野生鳥獣の肉の検査です。イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ 20 点を検査し、基準値超過したのは 3 点で、出荷制限がかかっているイノシシが 2 点、ツキノワグマが 1 点でした。

7 ページは、食品衛生法に基づきまして保健所が収去した流通食品の放射性物質検査結果をお示ししております。上の段が精密検査で、対象品目は飲料水、牛乳、乳児用食品、一般食品です。それから中段に書いてありますのが、一般食品を対象にした簡易検査、一番下が合計の結果となっております。合計 106 点を検査しまして、全て基準値以下という結果になっております。以上が、検査計画に基づく検査の結果となります。

続きまして、8 ページ以降は、計画以外の結果になります。まず、学校給食における放射能検査結果になります。1 番は「学校給食用食材の放射能サンプル測定」の結果です。教育事務所等県内 8 か所に設置した簡易放射能測定器によりまして、食材の検査を実施した結果が③の表でございます。118 点を検査しまして、全てが「精密検査の実施の目安」以内となりました。それから 2 番目の「学校給食モニタリング検査」は、学校給食一食全体についての検査で、外部機関に委託して実施しているものですが、これは 7 月 14 日からの開始となっております。

最後に、住民持ち込みの放射能測定の結果になります。住民が持ち込む自家消費用の野菜等の結果につきまして、6 月末現在の検査件数は 2,890 点で、このうち林産物が 2,286 件と多くなっております。基準値超過件数したものは林産物 269 点、イノシシ肉 1 点で、合計 270 点の基準値超過がございました。その基準値超過の具体の品目ですが、中程右のグラフになります。一番多かったのはコシアブラの 84 点、シイタケ、ゼンマイ、タラノメ、ワラビ、こういった品目でした。県では、この測定結果を取りまとめ、県ホームページで公表しておりますし、超過した場合は、市町村において依頼者に対し飲食に供しないよう指導するほか、データを県のモニタリングの参考としているという状況になります。以上、食品の放射性物質の検査結果について報告させていただきました。

〈 小金澤会長 〉

それでは、資料7について説明をお願いします。

〈 事務局：金野課長 〉

それでは、資料7「景品表示法」の改正につきまして説明させていただきます。佐藤委員から前回の推進会議で御質問も頂戴しております。ここで概要を説明させていただきたいと思っております。

消費者庁で公表している資料で、改正の概要を説明しております。改正の柱は4つとなっております。ローマ数字1の「事業者のコンプライアンス体制の確立」から、ローマ数字4の「課徴金制度の検討」までとなります。順に説明をいたします。

まず、1についてですが事業者が供給する商品等について、不当に顧客を誘引し、一般消費者の合理的な選択を阻害することがないように、「事業者が講ずべき措置」について国が「指針」を定めることとされました。さらに、事業者が講ずべき措置について必要があれば国が指導・助言を行うとともに、正当な理由がなく措置を講じない場合には勧告し、さらにそれに従わない時にはその旨を公表できることとされたものです。

次に2番ですが、「適格消費者団体」への情報提供が規定されたこと、国や県などの関係機関相互の密接な連携を確保をすることが定められました。

続いて3番ですが、「監視指導態勢の強化」ということで、事業を所管する大臣に直接調査権限を与え迅速に対応すること、政令で定めるところにより都道府県知事にも措置命令等の権限が与えられることとございます。

4番目の課徴金制度です。この課徴金制度、不当に得た利得を直接収奪する制度であるため、法施行からさらに1年をかけて検討していくこととなっております。

法律が今年6月に成立・公布されまして、課徴金以外は今年の12月に施行される見込みとなっております。資料右側に「都道府県知事」から「事業者」のほうに矢印が出ている部分を御覧いただきたいと思っております。この資料の限りでは都道府県の措置命令権限は1つの県域にとどまる小規模案件に限られるようでございます。ただし、詳細は国で検討中であり、付与される権限の内容等を定める政令案、「国が定める指針」については現時点で明らかになっておりません。概要の説明は、以上でございます。

佐藤委員から事前にいただいておりました御質問3点について回答いたします。

まず、1番目、「県のどこが窓口となりどう運営するのか」との御質問です。景品表示法につきましては従来から「消費生活・文化課」と「食と暮らしの安全推進課」の2課の共管となっております。そのうち当課は「食品の原産国表示と品質等に関する不当表示」に関する部分を担当しております。従いまして、食の安全安心に係る不当表示については、引き続き当課が担当していくことになるかと考えております。なお、先ほどの概要説明で申し上げましたとおり、政令の内容はまだ明らかになっておりませんが、消費者庁に引き続き権限が存置されることから、複数の都道府県で事業展開している場合、あるいは国民への影響度が大きな案件につきましては、国が主導で権限を行使するものと考えております。ただ、県といたしましても、今後特に重大な案件を直接把握したような場合など、消費者庁と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

次の御質問は「食の安全安心推進会議との関係はどうなるのでしょうか。特に措置命令や今後の課徴金等の行政処分の場合の位置づけ」についてでございます。この推進会議は「食の安全安心」に関する県の施策等を御審議いただく性格の機関でございますので、措置命令等の個別案件について諮問するということは想定しておりません。

3つめの御質問は「食品衛生監視指導計画と関連づけるのか。別の監視計画を作るのか」との内容でございます。景品表示上問題となるのは、広告・宣伝に通常含まれる程度の誇張ではなく、商品選択に影響を与えるような「優良誤認」であり、一定限度を超えた場合には、消費者から通報・苦情等が寄せられる性格のものと考えております。従いまして、不正の端緒がない事業者に対して広範にわたって監視調査を行うことは現時点で考えておりません。当然、県で設置している「食品表示110番」や「食品表示ウォッチャー」などを通して疑義情報が寄せられた場合は、内容に応じて現地調査等を行い、違反事実が認められれば毅然と対応することと考えております。また、事業者団体等に対する「食品表示」に関する普及啓発活動を行っております。事業者の法令遵守の観点から、今般の法改正も踏まえて、引き続きこうした活動を十分に行ってまいりたいと考えております。景品表示法の関係は以上でございます。

〈 佐藤委員 〉

私の質問についてきちんと回答いただきありがとうございます。1点だけ。推進会議は確かに権限がないのは分かりますが、例えばこれまでも食中毒関連での報告がなされていますが、仮に行政処分が出た場合、この推進会議に報告という形は取られるのでしょうか。

〈 事務局：金野課長 〉

前回もお話しましたように、事件がございましたら、会議の中で内容について御説明するように考えております。

〈 小金澤会長 〉

その他ありませんか。よろしいですか。それでは、「その他」でもう一つ用意しております。皆さんも御存知のとおり、昨今のいわゆる鶏肉の問題です。重要な件ですので、情報だけ提供いただきしたいと思います。

〈 事務局：金野課長 〉

中国産食肉製品に係る状況ということで、資料は作っておりません。厚生労働省から県に直接この内容について通知はありませんが、事業者が出しているホームページや新聞などの情報からまとめましたものを御説明します。マクドナルドとファミリーマートが販売した中国産食肉製品についてということで、7月23日に新聞各社から、マクドナルド及びファミリーマートが輸入した食肉製品、上海福喜食品が期限切れの原料、鶏肉を使用した疑いがあるとの報道がありました。流通状況でございますが、マクドナルドにつきましては、チキンマックナゲットが1都10県で販売されております。宮城県は入っておりません。それからファミリーマートでは2商品が流れております。ポップコーンチキンにつきましては一部地域の限定販売ですので、宮城県では販売されておられません。もう一方のガーリックナゲットについては全国の1万店舗で販売されているという状況でございます。現在の状況ですが、マクドナルドにつきましては、7月21日に当該製造業者が製造した製品の使用を中止しております。タイ産製の製品に切り替えられております。ファミリーマートにつきましては、7月22日に当該製品の販売を中止しております。また、これまで県内、全国でもですが、この件に関する有症苦情の情報は入っておりません。県はどうするのかという話になりますが、県は食品衛生監視指導計画を定めまして、監視指導や食品検査を実施しております。輸入食品の検査につきましては、今年度150件の計画をしているところです。今回の事例に対しまして、現在国では事実関係の確認、原因究明、再発防止策についていろいろ中国に申し入れているところでありまして、本日の午前中、イニシアチブ会議が上海で開かれております。そういったところでの協議等を踏まえて情報が示されるかと思っておりますので、

注視して対応を検討するという考えております。以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。これは報告ですが、こういう輸入食肉品の問題などがあるので、絶えず報告をお願いしております。はい、どうぞ。

〈 佐藤委員 〉

ファミリーマートが全国で1万店舗ということでしたが、宮城県では何店舗ですか。

〈 事務局：金野課長 〉

ファミリーマートの総数が大体1万店舗ですので、宮城県にも流通しているのではないかと思います。

〈 小金澤会長 〉

ほぼ全国に流通しているということです。

それでは、議事は終わりますが、9月には委員の改選があり、メンバーに関しては今回は最後になりますので、皆さんから一言ずつ御挨拶をいただいて、このメンバーでの協議を終わりにしたいと思います。

— 各委員から一言ずつ挨拶を述べる —

— 金野課長から御礼の挨拶を述べる —

以上